



## 「中小企業振興資金（融資制度）」のご案内

町内商工業の振興と中小企業者の経営の安定のため、低利融資を行います。

### 対象者

中小企業信用保険法施工令に定める業種（不動産業、ガス供給業、出版業、損害保険代理店を除く。）を営み、下記のいずれも満たす方。

- （１）町内に本店又は主たる工場（事業所）を有すること
- （２）町税を完納していること

### 内容

<融資利率> 年利1.2%

<融資限度額・償還期間>

資金の種類	融資限度額	償還期間
設備資金	1 企業につき 5,000 万円以内	15 年以内（据置 1 年以内）
	1 組合につき 7,500 万円以内	15 年以内（据置 2 年以内）
運転資金	1 企業につき 3,000 万円以内	10 年以内（据置 1 年以内）
	1 組合につき 3,000 万円以内	15 年以内（据置 2 年以内）
開業資金	1 企業につき 1,000 万円以内	10 年以内（据置 1 年以内）

<保証料補給> 信用保証協会の保証を受けた場合、保証料の60%を町が負担します。

<担保・保証人> 取扱金融機関の定めによる

<取扱金融機関> 山形銀行高畠支店、きらやか銀行高畠支店及び高畠東支店、米沢信用金庫高畠糠野目支店、山形第一信用組合本店及び糠野目支店。

<手続き方法> 上記、取扱金融機関にご相談ください。

<その他> 様式については町ホームページをご覧ください。



問い合わせ先 : 高畠町商工観光課 ☎52-2019（直通）

<資金使途>

資金の種類	資金使途
設備資金	(1) 事業の用に直接供する工場、店舗、事務所及び倉庫等の新築、増築若しくは改築並びに従業員若しくは来客のための駐車場等の整備に要する資金。 (2) 前号に掲げる事業を行うために必要な土地取得資金（ただし、土地取得後3年以内の事業着手が確実な場合に限る。） (3) 従業員のための福利厚生や労働環境の改善充実に資する設備投資。 (4) 製造業を営む者にとっては、製造の用に直接供する機械若しくは設備の新設又は増設で、生産能率の向上、省力化及び生産の高度化に資する設備投資並びに新分野進出等に必要な資金。 (5) 製造業以外の事業を営む者にとっては、事業の用に直接供する設備の新設又は増設で、経営の近代化及び経営効率の向上に資する設備投資並びに新分野進出等に必要な資金。 (6) ISO認証取得に対応するための必要な設備投資。 (7) IT関連機器（ネットワークシステム環境の構築に必要な施設及び附帯する設備に限る。）を導入するために必要な資金。
運転資金	(1) 新商品又は新製品の開発、新技術等の導入、人材育成及び福利厚生、販路拡大、事業の転換及び新分野進出等に伴い資金が必要な場合。 (2) 国内外経済の変動や需要構造の変化等により、最近3箇月の売上高又は生産高等が過去6年以内のいずれかの年の同期に比し減少し、経営に支障をきたしている者で、本資金の導入により経営の安定及び改善が図られる見込みのあるもの。 (3) ISO認証取得に対応するための必要な資金。
開業資金	本町において、中小企業者として開業しようとする者又は開業後1年未満の者が、事業のために必要とする運転及び設備資金。

※当該資金を他の融資の借り替えに充てることはできません。ただし、当該制度融資とその他の制度融資の併用は可能です。（当該資金の繰上げ償還は、禁止していません。但し、取扱金融機関及び保証協会との協議が必要です。）

※設備資金は、「近代化」を目的としています。原則として、単なる増産のための設備導入、老朽化に伴う更新等は対象外です。

\*原則として、事前着工（契約締結・工事着工等）はできませんが、一定の要件を満たす場合に事前着工が認められる場合があります。

※町外に設置する設備への資金導入は対象外です。

※同一事業であっても、目的が異なる場合はそれぞれの資金使途で申請が可能です。